

令和3年度介護保険制度改正の運営基準条例等の主な改正内容

1 施設共通（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健、介護医療院、指定介護療養型医療施設）の基準

（1）高齢者虐待防止措置の強化

入所者（入居者）への虐待防止については、これまで市独自の基準として、虐待防止のために必要な体制の整備や職員への研修の実施等の措置を義務付けていましたが、基準省令においても虐待防止措置を講ずることが義務化されたことから、次の措置を講ずることを義務付ける。

（ア）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、職員に周知徹底を図ること。

（イ）施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

（ウ）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（エ）前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置くこと。

（オ）運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項について、規定すること。

※（ア）（イ）（エ）（オ）は令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

（2）事業継続計画の策定や、研修・訓練等の実施の義務化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講じなければならないものとする。

（ア）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（イ）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

（ウ）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

（3）適切なハラスメント対策の義務化

安心して働くことができる職場環境・労働環境を整える観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的は関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（4）会議等の開催におけるテレビ電話等の活用

運営基準において求められる事業者が開催する感染症対策や虐待防止のための会議について、感染症拡大防止及び多業種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。なお、利用者当が参加して開催するものについては、利用者等の同意を必要とする。

（5）利用者等への説明・同意に係る見直し

事業者における諸記録の作成・保管等について、手続きの効率化及び業務負担の軽減等を図るため、書面に代えて、電磁的記録により行うことを可能とする。また、利用者等への説明・同意等書面で行うこととされているものについても同様とする。

(6) 認知症介護基礎研修の受講機会の確保

認知症への対応力の向上を図るため、医療・福祉関係の資格を有しない職員に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととする。

※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

(7) 地域と連携した災害対策の推進

災害への対応においては地域との連携が不可欠であることから、非常災害に備え避難、救出その他必要な訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(8) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的な実施

介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的な実施すること。

※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

(9) 事故発生の防止及び発生時に対応

以下の取組みについて担当者を置くこと。

ア 事故発生の防止のための指針の整備

イ 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、職員に十分周知することができる体制を整備すること。

ウ テレビ電話装置等を活用して行うことができる事故発生の防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会その他の委員会を定期的な開催すること。

エ 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的な実施すること。

2 特別養護老人ホームの基準

(1) 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材活用を図る観点から、他の社会福祉施設等の連携を図ることにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(2) 人員配置基準の見直し

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該施設の職務に従事しなければならないが、特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホーム等の介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、兼務が認められていたところ、特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホーム等の介護職員及び看護職員についても、兼務を可能とする。

※ 令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

(3) ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職場定着を目指し、ユニットケアを推進する立場から1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の実態を勘案して職員を配置することを求めつつ、現行の「12人」から「原則

として12人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。

3 介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健、介護医療院、指定介護療養型医療施設）の基準

(1) 重要事項の掲示に代わる措置

指定介護老人福祉施設は、利用申込者のサービスの選択に資するよう、事業所の見やすい場所に運営規程の概要等の重要事項を掲示することとなっているところ、利用者の利便性向上の観点から、掲示に代わり、重要事項を記載した書面を事業所に閲覧可能な形で備え置くことが可能とする。

(2) CHASE・VISITの活用とPDCAサイクルの推進

事業者は、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた質の高い介護サービスの提供を推進するため、リハビリテーションに関する情報（CHASE）、高齢者の状態やケアの内容等の情報（VISIT）を活用した計画の作成や事業所単位でケアの実施・評価・改善等を通じたPDCAサイクルの推進及びケアの質の向上に努めなければならないこととする。

(3) 認知症介護基礎研修の受講機会の確保

認知症への対応力の向上を図るため、医療・福祉関係の資格を有しない従業者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。

※令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

(4) 地域と連携した災害対策の推進

非常災害対策として、避難等の訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(5) 口腔衛生管理体制及び栄養ケアマネジメントの充実

ア 栄養マネジメントの充実

栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うこととし、配置基準に現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）とともに、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。

イ 口腔衛生管理の強化

入所者の口腔の健康保持を図るため、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。

※令和6年（2024年）3月31日までの間、努力義務とする。

4 指定介護老人福祉施設の基準

(1) 人員配置の見直し

介護老人福祉施設の人員配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、職員の勤務シフトを組みやすくする等働き方改革の取組を推進するとともに、職員の過剰な負担につながらないように十分留意しつつ、入所定員が40人を超えない場合であって、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができるとしているところ、これに管理栄養士を加える。

(2) ユニット型介護老人福祉施設の設備の基準の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職場定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

- ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置することを求めつつ、現行の「12人以下」から「原則として12人以下とする。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる」こととする。
- イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

5 介護医療院の基準

(1) 人員配置基準の見直し

- ア 入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うため、介護医療院に置かなければならない従業者として、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けた。
- イ 介護医療院の職員は、専ら当該施設の職務に従事しなければならないが、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、介護職員の兼務が認められていたところ、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合においても、入所者の処遇に支障がない場合は、介護職員の兼務を可能とする。

(2) 有床診療所から介護医療院への移行促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、令和6年3月31日までに有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。この取扱いは、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間の経過措置とする。

6 指定介護療養型医療施設の基準

(1) ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準の見直し

- ア 現行の「おおむね10人以下」から「原則として12人以下とすること。ただし入院患者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。」とする。
- イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

<施行日>

令和3年4月1日

4月1日以降にHPにて掲載いたしますので、ご確認ください。